

公益社団法人日本母性衛生学会定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法人の代議員及び役員候補者の選任は定款に基づき本細則に従うものとする。

第2章 代議員の選任

(代議員の選任)

第2条 代議員は別に定める代議員選挙規程により、各都道府県の普通会员の選挙により選任される。

(代議員の数)

第3条 代議員の定数は、都道府県ごとに、選任を行う前年の10月1日現在において勤務または居住する都道府県（以下「所属都道府県」という。）会員で、会費を完納した会員数60名につき1名の割合とする。会員数に60名未満の端数が生じた場合は、その端数が30名を超えるときは1名を加え得るものとする。会員数60名以下の都道府県は1名とする。

(代議員の補充)

第4条 役員への就任その他の事由で代議員に欠員が生じた場合は、代議員選挙規程に基づき補充できる。

第3章 理事選任及び理事長の選定

(理事の選任)

第5条 理事は別に定める理事候補者選挙規程により代議員の中から選出され総会において選任される。

2 理事長の推薦により、理事候補者若干名を選出することができる。

3 理事に欠員が生じ、定款の員数を満たさなくなった場合の補充方法は理事会の決議による。

(理事長の選定)

第6条 理事長は、総会において理事が選任された後、最初の理事会において理事の中から選定される。

(副理事長、常務理事の選定)

第7条 副理事長、常務理事は理事長推薦によるものとし、理事会の承認を得る。

第4章 監事の選任

(監事の選任)

第8条 監事は別に定める監事候補者選挙規程により代議員の中から選出され総会において選任される。

- 2 定数を超える立候補者がいる場合は監事候補者選挙規程に基づく。
- 3 監事に欠員が生じ、定款に定める員数を満たさなくなった場合の補充方法は理事会の決議による。

第5章 幹事の選任

(幹事の選任)

第9条 幹事は普通会員の中から選出し理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

- 2 幹事の任期は理事の任期に準じ、再任を妨げない。

第6章 表彰及び弔慰

(学術論文の表彰)

第10条 この法人は別に定めるところにより、会員の業績に対し理事会の決議を経て学術論文を表彰することができる。

(表 彰)

第11条 この法人に功労のあった会員及び永年勤続した職員を表彰することができる。

(弔 慰)

第12条 この法人に功労があった会員が死亡した場合は、この法人として弔慰を表すものとする。

第7章 補 則

(施行細則の変更)

第13条 この施行細則を変更する場合は、理事会の承認を得なければならない。

付則 この規程は、本法人が公益認定される平成25年4月1日より施行する。

平成25年	8月	3日	一部改正
平成26年	2月	13日	一部改正
平成27年	3月	28日	一部改正
平成28年	5月	14日	一部改正
令和4年	3月	26日	一部改正
令和5年	1月	21日	一部改正